

鎌倉市の下水道使用料の減免制度について

鎌倉市では社会情勢に応じて下水道使用料減免を実施している。

< 鎌倉市下水道条例抜粋 >
(使用料の減免)

第 15 条 市長は、使用料の納付者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 災害等により使用料の全部又は一部の免除を必要とするとき。
 - (2) **生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)により公の保護を受けているとき。**
 - (3) その他規則で定める事由があるとき。
- 2 前項の規定により使用料の全部又は一部の免除を受けようとする者は、納付期日までに市長に申請しなければならない。

一般的な減免対象者

- | | | |
|-------------------------------------|--------------------------|-----------------------|
| 1 生活保護費の支給を受けている者 | 2 児童扶養手当の支給を受けている者 | 3 特別児童扶養手当の支給を受けている者 |
| 4 遺族基礎年金の支給を受けている者 | 5 重度の知的障害と判定された者 | 6 障害者手帳を持ち 1 級か 2 級の者 |
| 7 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け 1 級の者 | 8 介護保険の認定を受け要介護 4 か 5 の者 | |
| 9 知的障害、身体障害及び精神障害の定められた級に 2 以上該当する者 | | |

近年、生活保護費の光熱水費相当額には水道使用料が含まれているのではないかとということが話題になると同時に、「下水道使用料」もこの光熱水費に含まれるのではないかと指摘されるようになる。

現在、全国的に生活保護費の算定資料等を総合的に判断し、生活保護費の光熱水費には「下水道使用料」も含まれていると判断している傾向にある。

本市としては、生活保護費に下水道使用料(光熱水費相当額)が含まれ、本来、生活保護費の中から下水道使用料を支払うべきものであり、受益者負担の観点からも生活保護世帯の減免制度は、廃止すべきと考えている。